

の趣旨を変えずに修正することは難しい場合があります。これを無理に修正すると、本来の出題者の意図とは全く異なる内容の問題構成になってしまうことも多いのです。

したがって、5肢択一式の問題構成

による過去問に取り組むことによって本試験の特徴を把握したいということであれば良いのですが、問題演習をすることが目的ということであれば、あえて取り組む必要はないと思います。

Q3 模擬試験の受験回数についてですが、去年は7社くらい受けましたが、何社くらい受けた方が良いのですか？

A 3

アドバイス

復習できる回数を目安に！

過去合格している方で、模擬試験を7社も受けている方は、あまり多くはないと思います。例えいたとしても、ごくわずかでしょう。模擬試験というのは、中間模擬試験であれば、

- ① 学習の中間時点で、どれ位理解度が進んでいるか
- ② 間違っている部分はないか
- ③ 理解が曖昧になっている部分はないか
- ④ 法改正項目の確認ができていますか
- ⑤ 各設問肢の理解度のランク付け (◎, ○, △, ? など)

※：この⑤によって、基本テキストのどの部分に時間を配分して復習すれば良いのかがわかります。限られた時間の中で、効果的・効率的に基本テキストの復習をするには、この「理解度の

ランク付け」は必須です。

- ⑥ 時間配分の確認
- ⑦ 取り組む科目の順番の確認・・・等々



※理解度ランキングは必須！

これらの検証のために取り組むのです。そのため、前記①～④を検証した後、基本テキストに戻り、知識の修正、習得に時間をかける必要があります。6社も7社も受けたら受けっぱなしで復習に時間をかけることができなくなります。また、そのたびに貴重な学習時間を消費してしまうこととなります。こう考えると、2社程度、多くても3社程度がベストではないかと考えます。

Q4 一般常識の選択式試験対策が「不登で不登で」仕方ありません。なにが良い方法はありませんか？

A 4

アドバイス

意外な落とし穴を攻略しよう！

平成 29 年度本試験でも「労働一般」の選択式試験で失点した方が多くいました。この一般常識の選択式試験で、涙を吞むことが多いのは、択一式試験で高得点を確保している実力者です。択一式試験で高得点を確保することができる方は、知識をたくさん持っていますし、問題訓練も数多くこなしていることが多く、通常の問題訓練でも、あまり悩むことなく、すらすらと解答してそれなりの得点を取ることができる人です。実は、これが選択式試験の落とし穴になっています。

普段の問題訓練の際には、あまり考えなくても解答できてしまうので、だんだんと問題文を正確に読まなくなってしまい、ちょっとしたキーワードから類推して解答してしまうことが多いのです。



※落とし穴に落ちないために

労災保険法、雇用保険法、健康保険法など、個別の法律では、通常学習した範囲から試験問題が出題されるので、それでも十分に合格点を確保できるのですが、一般常識（労働一般、社会一般）は、そうはいきません。いままで学習したことがない初めて見た問題が出題された場合でも、問題文をよく読まずに選択肢の語群の中で、今まで学習した内容と類似のものを強

引に見つけ、これに既存の知識を強引に当てはめて解答してしまうと、結果的に全く異なる解答となってしまうことが多いのです。

一方、択一式試験であり高得点を確保することができない方は、受験知識の絶対量が少ないので、単純に解答を導き出すことはできません。そこで、選択式の問題文を丹念に何回も読み、その内容の把握に努めます。その結果、穴抜き箇所の前後を理解してなんとか正解を得ることができて、選択式試験において合格点を確保するケースがでてきます。

また、択一式試験で高得点を確保することができる方は、あまりテキストを読まない傾向があります。テキストを読まなくても、択一式試験で合格点を確保するだけの知識を持っているからです。ただし、それは、択一式試験で得点を取るための知識であり、選択式試験で確実に合格点を確保するための知識とは異なります。

したがって、一般の受験生が得点できるような問題、特に普段択一式試験であり出題されないような問題で失点することが多くなります。

アドバイス

テキスト読みを怠らない！

そこで、一般常識の選択式対策ですが、一般の受験生で、実際に本試験の一般常識の選択式試験で合格点を確保している方のほとんどが、特別なテキストや資料を読んでいるわけではありません。普通に社会保険労務士試験の受験学習で使用しているテキストを読み、後は日常的に新聞を読んだ

り、少しこだわる方は、厚生労働白書を読んだりします。それ以外に特別の方法を採っている方は、ほとんどいないのです。

平成 29 年度に合格した方のうち、同じように選択式試験で数年間涙を呑んでいた方の話を伺うと、「思い切ってテキスト読みに集中して取り組んだ」、「年が明けてから本試験までにテキスト読みを 3 回行った」という方が多かったのが印象的でした。

そこで、まずきちんとテキストを読むことから始めましょう。とりあえず、一般常識のテキストだけでよいですから、これを本試験までに少なくとも 3 回読むこと、これを実行してみましょう。さらに、できれば、平成 29 年版の厚生労働白書も 3 回程度読んでおくとういと思います。厚生労働白書については、第 1 部と第 2 部に分かれています。一般的には、第 2 部が出題対象となりますので、この部分だけで構いませんので、これを読んでおくとういと思います。厚生労働白書か

ら必ず出題されるというわけではありませんが、少なくとも、現在の厚生労働省が抱えている労働保険、社会保険に関する問題点とその取組みを把握することができます。このような部分から、通常は法改正が生ずることになるので、法改正の対策をするときにも役立ちますし、当然に、一般常識対策にもなります。また、基本テキストに関しては、今まで十分にこれを読んでいないという方が、これを読むことによって、新たな発見をすることがあります。今まで問題訓練という狭い世界だけで正誤の判断をしてきた方が、新しい発見をすることで視野が広がり、個別法と一般常識の違いなども確認することができるようになります。試してみる価値は十分にありますよ。

注)：なお、択一式試験で十分な得点を確保することができない方は、厚生労働白書の読み込みは後回しにします。まずは、択一式試験で合格点を確保することが絶対条件ですから。

Q5 短期集中ゼミは受講した方が良いでしょう？ 本試験直前期は、答案練習、模擬試験などの復習とテキストの読み込み、そのほかにも法改正教材など多数ありますので…。

A 5

アドバイス

法改正は必須講座！白書対策は準必須講座。その他は講師に相談を！

短期集中ゼミを受講した方が良いかどうかは、学習状況、学習環境などによって変わってきます。Q 1 の A 1 で回答しましたように、順調に学習を

することができる環境にあるのであれば、短期集中ゼミは、取り立てて必要はありません。ただし、「法改正ゼミ」や「白書対策ゼミ」は、必要に応じて受講することも検討する余地があります。しかし、それ以外の「短期集中ゼミ」についてですが、基本テキストの学習に十分な時間をかけるこ

とができなかった方で、これから本試験日までの間においても、お仕事の関係や、ご家庭の関係などで十分な学習時間が確保できない方がいます。このような方も、何とか本試験で合格点を確保したいと考えています。そのような方達のためにあるのが、「短期集中ゼミ」なのです。ただし、このような方たちもただ闇雲に「短期集中ゼミ」をあれこれ受講すれば良いというわけではありません。

- ① まず、これから本試験日までの学習計画を立てます。
- ② この計画に法改正ゼミや模擬試験など通学講義（会場受験など）に参加する場合は、その講座を書き入れます。

③ これにより、本試験までに残された自分自身で学習できる時間が分かります。

- ④ 残された学習時間の中で最も効率的に学習するために、「短期集中ゼミ」の中で、何を取捨するかを確認しましょう。このときに自分自身の学習経験、本試験における得点状況、学習環境などを講師に説明し、相談してみると良いでしょう。限られた学習時間だからこそ、無駄のないように心掛ける必要があります。



※講師に相談しよう！

Q6 本試験までの学習のアドバイスをお願いします。

A 6

アドバイス

学習計画を立て、学習時間と内容を可視化しよう！

中盤から後半にかけての学習をするに当たっては、次の点に注意しましょう。

① 学習計画を立て、本試験までの学習時間を可視化する

- ・これによって、無駄のない学習をすることができるようになります（細部の枝葉にこだわった学習をしなくなり、一つの科目で時間を使い切ったりしないようになります）。
- ・テキストを読む時間、問題を解く時間を意識するようになります。
- ・不足する学習時間を捻出するため、隙

間時間を利用するようになります。

② 学習すべきことを書き出してみる

- ・漠然と不安を感じながら学習すると、学習に集中できなくなるので、学習すべき項目を書き出し、取り組むべきものに順位付けをし、学習時間との兼ね合いから、学習する項目をある程度絞り込みます。こうすることによって、集中して学習することができるようになります。



※毎日の計画を立てよう！